

# 丹波市国民保護計画

平成 19 年 3 月

(令和 7 年 12 月一部改訂)

丹波市

## 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 計画の趣旨</b>	1
1 計画作成にあたっての基本的考え方	1
2 計画の目的	1
3 市の責務	2
4 計画に定める事項	2
5 計画の対象	2
6 計画の構成	2
7 計画の見直し、変更	2
<b>第2章 基本方針</b>	4
1 市民の基本的人権の尊重	4
2 市民の権利利益の迅速な救済	4
3 市民に対する情報提供	4
4 関係機関相互の連携協力の確保	4
5 市民の協力	4
6 指定公共機関等の自主性の尊重、その他の特別な配慮	4
7 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8 保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保	4
9 地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積の活用	5
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先</b>	6
1 関係機関の事務又は業務の大綱	7
2 関係機関の連絡先	11
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	13
<b>第5章 計画が対象とする事態</b>	14
1 武力攻撃事態等	14
2 緊急対処事態	18
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	20
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	20
<b>第1節 市における組織・体制の整備</b>	20
1 初動体制の整備	20
2 消防機関の体制	21
<b>第2節 関係機関との連携体制の整備</b>	22
1 基本的考え方	22
2 県との連携	22
3 近接市町との連携	22

4 指定公共機関等との連携 .....	23
<b>第3節 市民に期待される取組等.....</b>	<b>24</b>
1 市民に期待される取組.....	24
2 市民との連携.....	25
3 自主防災組織に対する支援.....	25
4 ボランティア活動への支援.....	25
<b>第4節 通信の確保 .....</b>	<b>26</b>
<b>第5節 情報収集・提供等の体制整備.....</b>	<b>27</b>
1 基本的考え方.....	27
2 警報等を伝達する関係機関.....	28
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	29
4 被災情報の収集・報告に必要な準備 .....	32
<b>第6節 研修及び訓練 .....</b>	<b>33</b>
1 研修.....	33
2 訓練.....	33
<b>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え.....</b>	<b>35</b>
1 避難に関する基本的事項 .....	35
2 運送の確保に関する情報の把握等 .....	35
3 県警察との連携 .....	36
4 避難施設の指定への協力 .....	36
5 医療体制の整備 .....	36
6 高齢者、障がい者、避難行動要支援者への配慮 .....	36
7 避難実施要領のパターン作成 .....	37
8 一時集合場所の選定 .....	38
9 救援に関する基本的事項 .....	38
<b>第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....</b>	<b>39</b>
<b>第1節 生活関連等施設の安全確保.....</b>	<b>39</b>
1 生活関連等施設の把握 .....	39
2 市における平素からの備え .....	40
<b>第2節 市が管理する公共施設等における警戒.....</b>	<b>41</b>
<b>第4章 物資及び資材の備蓄、整備 .....</b>	<b>42</b>
1 物資及び資材の備蓄、整備 .....	42
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 .....	42
<b>第5章 啓発 .....</b>	<b>44</b>
1 保護措置に関する啓発 .....	44
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発 .....	44
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処 .....</b>	<b>45</b>
<b>第1章 組織の設置 .....</b>	<b>45</b>

<b>第1節 危機管理対策本部等による初動体制</b>	45
1 危機管理対策本部等の設置	45
2 市対策本部との調整	47
<b>第2節 市対策本部の設置等</b>	48
1 市対策本部の設置	48
2 動員の実施	52
<b>第3節 通信の確保</b>	54
<b>第2章 関係機関との連携</b>	55
1 国・県の対策本部との連携	55
2 知事等への措置要請等	55
3 指定公共機関等への措置要請	55
4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
5 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	56
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
7 市の行う応援等	57
<b>第3章 市民の協力等</b>	58
1 市民への協力要請	58
2 ボランティア団体等に対する支援等	59
3 民間からの救援物資の配分	59
<b>第4章 警報の通知及び伝達</b>	60
1 警報の伝達	60
2 警報の通知	61
3 警報の解除	61
4 緊急通報の伝達及び通知	61
<b>第5章 市民の避難</b>	62
<b>第1節 避難の指示等</b>	62
1 避難措置の指示	62
2 避難の指示	62
3 避難の指示の際の調整	63
<b>第2節 避難市民の誘導</b>	64
1 避難実施要領の策定	64
2 避難市民の誘導	67
<b>第3節 避難の類型</b>	71
1 屋内への避難	71
2 市内の避難	71
3 県内他市町への避難	72
4 県外への避難	72
<b>第4節 避難にあたって留意すべき事項</b>	73
1 地域特性に応じた留意事項	73
2 事態の類型等に応じた留意事項	73

<b>第6章 救援</b> .....	76
<b>第1節 救援の実施</b> .....	76
1 救援の実施 .....	76
2 関係機関との連携 .....	77
3 救援の内容 .....	77
<b>第2節 救援の実施方法</b> .....	79
1 収容施設の供与 .....	79
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 .....	81
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 .....	83
4 医療の提供及び助産 .....	83
5 被災者の搜索及び救出 .....	85
6 埋葬及び火葬 .....	85
7 電話その他の通信設備の提供 .....	86
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 .....	86
9 学用品の給与 .....	86
10 死体の搜索及び処理 .....	86
11 障害物の除去 .....	86
<b>第7章 安否情報の収集・提供</b> .....	88
1 安否情報の収集 .....	88
2 県に対する報告 .....	89
3 安否情報の照会に対する回答 .....	89
4 日本赤十字社に対する協力 .....	92
<b>第8章 武力攻撃災害への対処</b> .....	93
<b>第1節 武力攻撃災害への対処</b> .....	93
1 基本的考え方 .....	93
2 武力攻撃災害の兆候の通報 .....	93
<b>第2節 応急措置等</b> .....	94
1 退避の指示 .....	94
2 警戒区域の設定 .....	95
3 応急公用負担等 .....	96
4 消防に関する措置等 .....	96
<b>第3節 生活関連等施設の安全確保</b> .....	98
1 生活関連等施設の安全確保 .....	98
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 .....	98
<b>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</b> .....	101
1 武力攻撃原子力災害への対処 .....	101
2 NBC攻撃による災害への対処 .....	102
<b>第9章 被災情報の収集・報告及び公表</b> .....	105
1 被災情報の収集・報告 .....	105
2 被災情報の公表 .....	107

<b>第10章 保健衛生の確保その他の措置</b>	108
1 保健衛生の確保	108
2 廃棄物の処理	109
3 文化財の保護	109
<b>第11章 市民生活の安定に関する措置</b>	110
1 生活関連物資等の価格安定	110
2 避難市民等の生活安定等	111
3 生活基盤等の確保	111
<b>第12章 特殊標章等の交付及び管理</b>	112
1 特殊標章等の意義	112
2 特殊標章等	112
<b>第4編 復旧等</b>	114
<b>第1章 応急の復旧</b>	114
1 基本的考え方	114
2 公共的施設の応急の復旧	114
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	115
1 国における所要の法制の整備等	115
2 市における当面の復旧	115
3 市が管理する施設及び設備の復旧	115
<b>第3章 財政上の措置等</b>	116
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	116
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	116
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	117
4 市民の権利利益の救済に係る手続き等	117
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	118
1 緊急対処事態	118
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	118

## 第1編 総 論

### 第1章 計画の趣旨

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、計画作成にあたっての基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

#### 1 計画作成にあたっての基本的考え方

市は、以下の基本的考え方のもと、丹波市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）を作成する。

##### （1）国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたといえる。このような法制による仕組みがあつてはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成する。

##### （2）市民の保護の確立

市保護計画は、市が、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、市民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、もって有事における市民の安全と安心を確立するために作成する。

##### （3）国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、丹波市においても、国際平和を希求する立場から、多文化共生の社会づくり、草の根の国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成する。

##### （4）阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成にあたっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

#### 2 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、市民の避難、避難市民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### **3 市の責務**

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の関係法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び兵庫県保護計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

### **4 計画に定める事項**

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

### **5 計画の対象**

市域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で本市域内に滞在する人や市町域を越えて本市域に避難してきた全ての人（外国人を含む。）及び本市域において活動を行う全ての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

### **6 計画の構成**

市保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

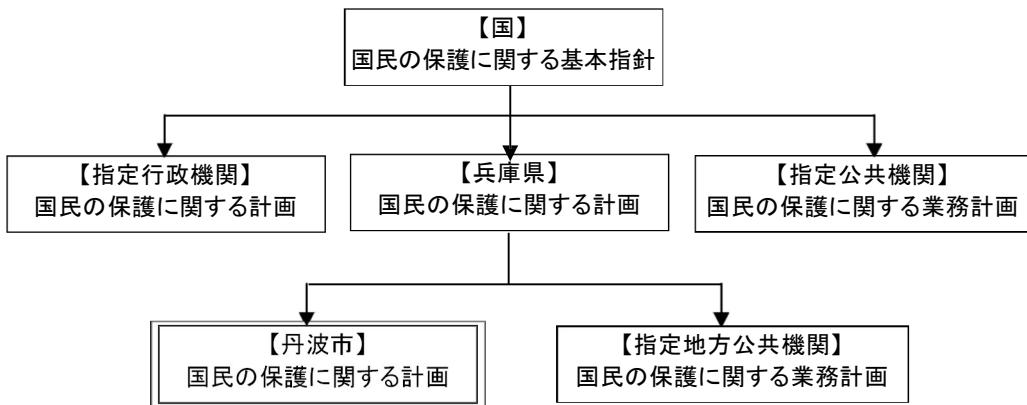
第5編 緊急対処事態への対処

### **7 計画の見直し、変更**

#### **(1) 計画の見直し**

政府の策定する基本指針は、政府における保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市保護計画の見直しにあたっては、丹波市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。



## (2) 計画の変更手続き

市保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、市協議会に諮問のうえ、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問、知事への協議は不要とされている。

### 【軽微な変更】

- ① 市内の字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

## 第2章 基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり特に留意すべき事項を定め、保護措置に関する基本方針として示す。

### 1 市民の基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施にあたっては、市民の自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続きの下に行う。

### 2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の、権利利益の救済の手続きをできる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時につか、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、防災のための連携体制を踏まえ、国、県、近隣府県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

### 5 市民の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、市民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から保護措置の重要性について広報・啓発等に努める。

### 6 指定公共機関等の自主性の尊重、その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関等の保護措置の実施方法等については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮する。

### 7 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 8 保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保

市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十

---

分に配慮する。

## **9 地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積の活用**

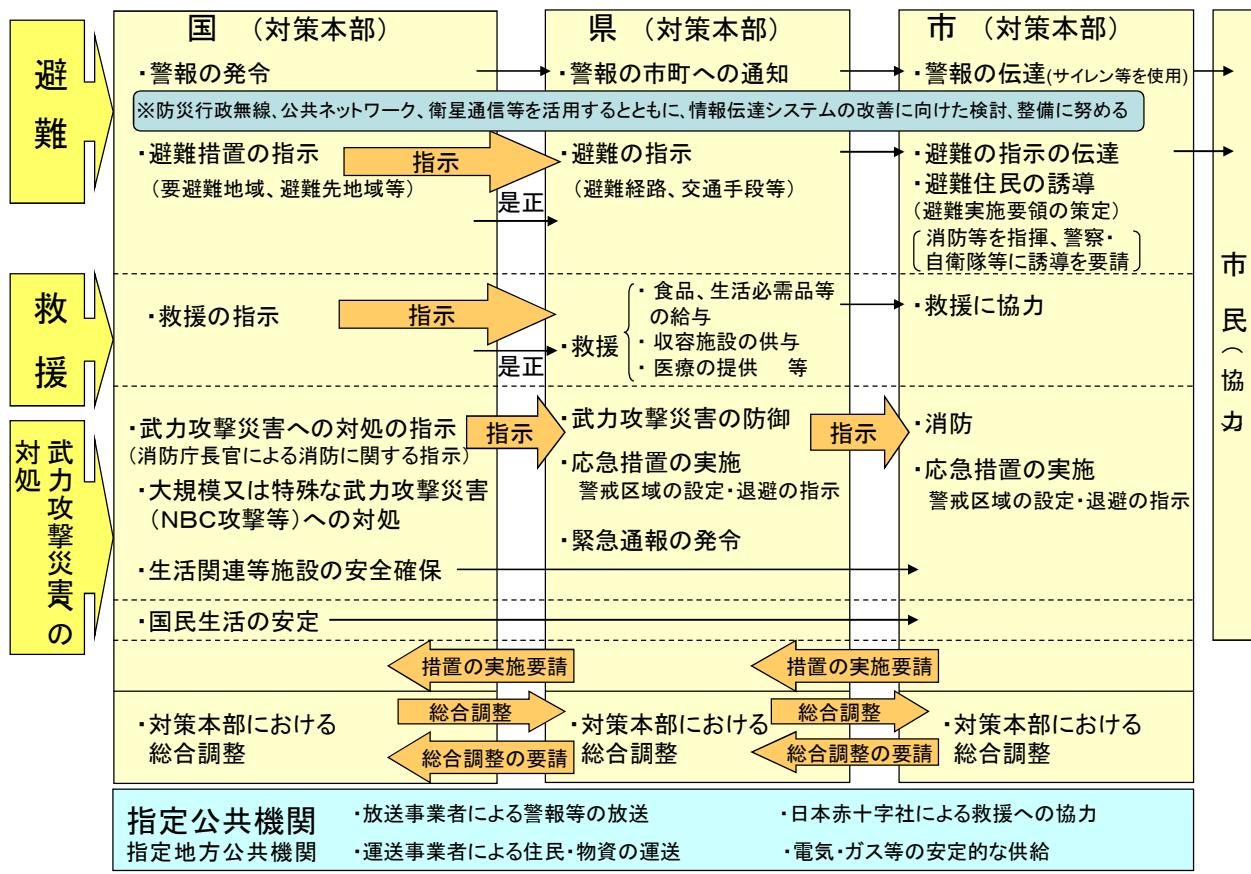
市は、武力攻撃事態等への対応については、自然災害、事故災害への対応と共通する部分があることから、保護措置の実施に際しては、地域防災計画等の既存の計画等に基づく取組の蓄積を活用する。

また、自主防災組織等の充実・活性化などに努めるなど地域防災力のより一層の強化を図る。

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

市は、保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の果たすべき役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、概ね次に掲げる業務を処理する。

### 【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市保護計画の作成</li> <li>2 市協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難市民の誘導、関係機関の調整、その他の市民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難市民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県保護計画の作成</li> <li>2 県協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 市民に対する避難の指示、避難市民の誘導に関する措置、県の区域を越える市民の避難に関する措置その他の市民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難市民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の県民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## 第1編 総 論

### 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

#### 【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 青野原駐屯地 第8高射特科群	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

#### 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安

機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送  (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、㈱毎日放送、 関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ (指定地方公共機関) ㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難市民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保  ① バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ (指定地方公共機関) 淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ② 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道㈱ ③ トランク事業者 (指定公共機関) 佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トランク協会

## 第1編 総 論

### 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

機関の名称	事務又は業務の大綱
[電気通信事業者]	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>(指定公共機関) NTT西日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、KDDI(株)、 ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ</p>
[電気事業者]	<p>1 電気の安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 関西電力(株)</p>
[ガス事業者]	<p>1 ガスの安定的な供給</p> <p>(指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会</p>
郵便事業を営む者	<p>1 郵便の確保</p>
[病院その他の医療機関]	<p>1 医療の確保</p> <p>(指定公共機関) (独) 国立病院機構</p> <p>(指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会 ((一社) 丹波市医師会)</p>
[河川管理施設、道路の管理者]	<p>1 河川管理施設、道路の管理</p> <p>(指定公共機関) (独) 水資源機構 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)</p> <p>(指定地方公共機関) 兵庫県道路公社</p>
日本赤十字社	<p>1 救援への協力</p> <p>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p>
日本銀行	<p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>

2 関係機関の連絡先

名 称	電話番号	FAX番号
<兵庫県>		
兵庫県 災害対策本部 事務局 (災害対策本部 非設置時)	078-362-9900 078-362-9988	078-362-9911・9912
災害対策課 (防災・危機管理班)		
丹波警察署	0795-72-0110 (代)	0795-73-0100
丹波県民局 県民躍動室 総務防災課	(直通) 0795-73-3718	0795-72-3077
丹波土木事務所	0795-72-0500 (代)	0795-73-0034
丹波健康福祉事務所(丹波保健所)	0795-72-0500 (代)	0795-73-0259
丹波農林振興事務所	0795-72-0500 (代)	0795-72-4063
篠山土地改良事務所	(直通) 079-552-7472	079-552-5576
丹波農業改良普及センター	0795-72-0500 (代)	0795-72-4063
丹波県税事務所	0795-72-0500 (代)	0795-73-0247
丹波教育事務所	(直通) 079-552-7487	079-552-6034
<陸上自衛隊>		
陸上自衛隊 第8高射特科群 (第339高射中隊)	0794-66-7301 内線225、236 (夜) 302：当直司令	
<指定地方行政機関>		
近畿管区警察局	06-6944-1234	
近畿財務局 神戸財務事務所	078-391-6941	078-391-2506
近畿厚生局	06-6942-2241	
近畿農政局 (兵庫県拠点)	078-331-9941 (代)	078-331-5177
近畿経済産業局 神戸通商事務所	078-393-2682	078-393-2685
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部魚崎庁舎)	078-453-1106	078-431-8761
大阪航空局 (大阪空港事務所)	06-6843-1121	06-6843-1150
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)	078-222-8901	078-222-8942
近畿総合通信局	06-6942-8558	06-6942-9014
近畿地方整備局	06-6942-1141 (夜) 06-6942-2053・ 2055	06-6943-1629

## 第1編 総 論

### 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

名 称	電話番号	FAX番号
<b>&lt;指定公共機関・指定地方公共機関&gt;</b>		
日本郵便(株) 成松郵便局	0795-82-1050	0795-82-4956
西日本旅客鉄道(株) (篠山口駅)	079-594-0225	
西日本高速道路(株)(関西支社)	06-6344-8888	06-6344-9244
N T T 西日本(株) 兵庫支店	078-393-9440 (代)	078-326-7363
関西電力送配電(株) 三田配電営業所	079-563-2484 (代)	0795-72-3436
日本通運(株)(伊丹営業所)	079-552-3155	079-552-4083
日本赤十字社兵庫県支部	078-241-9889	078-241-6990
(一社) 丹波市医師会	0795-72-2256 (代)	0795-72-2660
神姫バス(株) 篠山出張所	079-552-1157 (代)	079-552-1158
(一社) 兵庫県トラック協会(丹有支部)	079-567-1188 (代)	079-567-2146
NHK神戸放送局	078-252-5000 (代)	
(株) ラジオ関西	078-362-7373	078-362-7404
(株) サンテレビジョン	078-303-3137	078-303-3158
<b>&lt;公共的団体・防災上重要な施設管理者&gt;</b>		
丹波ひかみ農業協同組合	0795-82-0170 (代)	0795-82-3658
<b>&lt;その他&gt;</b>		
(一社) 兵庫県LPガス協会	078-361-8064 (代)	078-361-8073

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切に実施するためその地理的、社会的特徴等について確認することとし、保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

本市の特徴として、地形は急峻な山地で構成される中山間地域であり、その山々を縫うようにして瀬戸内海へ注ぐ加古川と日本海へ注ぐ竹田川の二大河川が流れている。二大河川や支川に沿うように平野が広がっており、その平野部に市街地や集落、農地が広がっている。道路では、北近畿豊岡自動車道（春日和田山道路）をはじめ舞鶴若狭自動車道、国道4路線が通っており日本海と瀬戸内海を結ぶ重要な役割を果たしている。

詳細は、丹波市地域防災計画 第1編 第2章 「市の概要」に示す。

## 第5章 計画が対象とする事態

市保護計画においては、基本指針・県計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 【基本方針で想定されている事態】

- 1 武力攻撃事態
  - ① 着上陸侵攻
  - ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
  - ③ 弾道ミサイル攻撃
  - ④ 航空攻撃
- 2 緊急対処事態
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
  - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
  - ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
  - ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

### 1 武力攻撃事態等

#### (1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

#### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

#### (2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概にいえないが、保護措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特徴、留意点
着上陸侵攻	<p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。</li> <li>・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> <li>・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。</li> <li>・N B C兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</li> <li>・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</li> </ul>

事態の類型	特徴、留意点
弾道ミサイル攻撃	<p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。</li> <li>・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。</li> </ul>
航空攻撃	<p><b>【攻撃目標となりやすい地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。</li> <li>・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。</li> </ul> <p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p><b>【被害の範囲・期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。</li> </ul> <p><b>【事態の予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</li> <li>・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特徴、留意点
核兵器等	<p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。</li> <li>・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。</li> <li>・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> <li>・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核攻撃等においては、避難市民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> <li>・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・避難にあたっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実に行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> </ul>
生物兵器	<p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>
化学兵器	<p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</li> <li>・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、市民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。</li> <li>・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</li> <li>・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul>

## 2 緊急対処事態

### (1) 緊急対処事態の定義

事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

#### 【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

### (2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

#### ① 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"><li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺市民が被ばく</li><li>・汚染された飲食物を摂取した市民が被ばく</li></ul>
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"><li>・爆発及び火災の発生により市民に被害が発生</li><li>・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li></ul>
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険物の拡散による沿岸市民への被害が発生</li><li>・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障</li></ul>
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</li><li>・列車等の爆破</li></ul>	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

#### ② 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"><li>・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生</li><li>・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり</li><li>・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様</li></ul>
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似

分類	事態例	被害の概要
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化）</li> <li>攻撃目標である施設周辺への被害も予想</li> <li>爆発、火災等の発生により市民に被害が発生</li> <li>建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備、拠点となる施設等について定める。

##### 1 初動体制の整備

###### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

###### (2) 24時間監視・即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を実施し、24時間即応可能な体制を確保する。

また、緊急事態の発生に備え、指定要員及び業務要員による待機体制を実施する。

要員の種類	構成	業務内容等
指定要員	・副市長、生活環境部長、総務部長、総務課長、市民安全課長、交通・防犯係長、防災係長のうちから市長が指定する者	防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務にあたる。
	・市長が定める部課に属する職員（原則として管理職員）の中から、市長が指定する者	勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の部課の初動業務にあたる。
業務要員	・対策本部の事務局員として市長が指定する者	勤務時間外に市内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。

###### (3) 職員への連絡手段の確保

- ① 市の幹部職員及び指定要員、業務要員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。
- ② 市対策本部員等に一斉緊急招集等をかける場合は、あらかじめ登録している連絡手段（携帯電話・職員安否情報システム等）を活用する。  
なお、通報をより確実なものにするため、複数の連絡手段を登録するよう努める。

#### (4) 参集が困難な場合の対応

市対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

## 2 消防機関の体制

#### (1) 消防本部における体制

消防本部においては、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際は、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動期における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

市における参集基準等は、丹波市地域防災計画 第3編 第1章 第2節 第1 「配備体制」に示す。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難市民の誘導等に重要な役割を担うことを鑑み、市は、県と連携し、地域市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備を支援し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

市消防・水防関係の体制・設備等は、丹波市地域防災計画 資料編に示す。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、防災のための連携体制も活用し、国、県、他の市町及び指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町及び指定公共機関等の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話、FAX等）について把握するとともに、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市保護計画の県への協議

市は、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相

互の連携を図る。また、消防機関のN B C 対応可能部隊数やN B C 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

#### **4 指定公共機関等との連携**

##### **(1) 指定公共機関等の連絡先の把握**

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

##### **(2) 医療機関との連携**

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

##### **(3) 関係機関との協定の締結等**

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難市民の運送等について必要な協力が得られるよう防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連絡体制の整備を図る。

また、市は、区域の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

市町間及び関係機関等との相互応援協定等は、丹波市地域防災計画 資料編に示す。

### 第3節 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

#### 1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

##### (1) 市民及び自治会等に期待される取組

###### ① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持出品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

###### ② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難にあたっては、できる限り自治会等の単位で行動する。

##### (2) 自主防災組織に期待される取組

###### ① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市や消防と連携して、訓練を実施する。

###### ② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を市民に伝達する。
- イ 地域の市民の安否確認を行う。
- ウ 市や消防と連携して、避難市民を誘導する。

##### (3) 事業所等に期待される取組

###### ① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

###### ② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。

- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難にあたっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

## 2 市民との連携

### (1) 市民との連携

市は、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

### (2) 企業・団体との連携

市は、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

## 3 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進するとともに、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を支援する。また、自主防災組織相互間の連携、自主防災組織と消防団との間の連携が図られるよう努める。

## 4 ボランティア活動への支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

#### 第4節 通信の確保

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

##### (1) 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるとともに、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

##### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における対応と並行して情報収集、連絡体制の整備に努める。

##### (3) 非常通信機器等の活用

市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫県衛星通信ネットワーク等を活用する。

## 第5節 情報収集・提供等の体制整備

警報等の通知、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うために必要な情報収集・提供等の体制整備について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び県民に対し適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備面	ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
② 運用面	ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	ウ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域市民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	エ 無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	キ 市民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するととも

## 第2編 平素からの備えや予防

### 組織・体制の整備等

	に、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
--	---

#### (3) 関係機関における情報の共有

市は、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等を伝達する関係機関

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るように事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、日本語の理解が十分でない外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、警報等を通知・伝達する関係機関及び団体等については、別に定める。

#### (2) 防災行政無線等の活用

市は、武力攻撃事態等において迅速に警報の内容を伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動する防災行政無線、ひょうご防災ネット等を活用する。

#### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

#### (4) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット」に参画し、市民への適切な情報伝達に努める。

#### (5) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (6) 国民保護に係る市民へのサイレンの周知

国民保護に係る市民へのサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して十分な周知を図る。

#### (7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多

数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### (8) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 収集する安否情報の種類

市は、避難市民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

様式第1号（第1条関係）  
安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）  
記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年	月
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他（）
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況		
⑩ 現在の居所		
⑪ 連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない
※ 備考		

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難・残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所	統柄		

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、市対策本部事務局の体制を整備するとともに、あらかじめ、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を確認しておくとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

**4 被災情報の収集・報告に必要な準備**

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第6節 研修及び訓練

市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するために、自治大学校や県消防学校、県自治研修所、人と防災未来センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し消防団長及び自主防災組織リーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密着地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実践的な訓練となるよう努める。

#### 【訓練の例】

訓練の形態	訓練の項目
市対策本部設置 運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	市民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
避難誘導訓練	市町の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難市民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練

第2編 平素からの備えや予防  
組織・体制の整備等

N B C 攻撃災害への対処訓練	N B C 攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練
------------------	---

【訓練の実施にあたっての主な留意事項】

- ① 保護措置と防災のための措置との間で共通する項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。
- ② 訓練実施後には評価を行い、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- ③ 市民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、市民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ④ 訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えについて必要な事項について定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難市民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・住宅地図
- ・区域内の道路網のリスト
- ・輸送力のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト
- ・関係機関（県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・消防機関のリスト
- ・避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難市民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 運送の確保に関する情報の把握等

市は、武力攻撃事態等における市民の避難について主体的な役割を担うことから、市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するとともに、市民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備する。

#### (1) 輸送力・輸送施設の把握

##### ① 運送事業者の輸送力の把握

市は、県が保有する市区域の輸送に係る運送事業者の輸送力に関する情報を共有する。

## 第2編 平素からの備えや予防 避難及び救援に関する平素からの備え

### 【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- ・保有車両等（鉄道、定期・路線バス、等）の数、定員
- ・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

#### ② 輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における避難市民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する市区域に係る輸送施設の情報を共有する。

### 【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ・ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など） など

#### (2) 避難候補路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難市民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

#### (3) 避難候補路の維持管理

市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮したうえで、迅速な復旧に努める。

#### (4) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。

### 3 県警察との連携

市は、県警察と調整を図りながら、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、県警察と密接に連携する。

### 4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難市民の生活や管理運営が確保できるよう設備等の整備に配慮する。

### 5 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

### 6 高齢者、障がい者、避難行動要支援者への配慮

#### (1) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難市民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、近隣協力者の協力を得て、作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者救護班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時等における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（平成25年8月）参照。）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(2) 高齢者、障がい者等の日常的把握

市は、民間が管理する病院等の入院患者数等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、避難行動の個別の避難計画を策定し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

(3) 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、外国語による情報伝達手段の確保に努める。

(4) 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障がい者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

(5) 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難市民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

**7 避難実施要領のパターン作成**

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、又は学校、事業所等を単位として避難市民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

## 8 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難市民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地  
域市民に周知する。

## 9 救援に関する基本的事項

### (1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合に鑑みて、  
迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、  
自然災害における市の活動状況等を踏まえあらかじめ定めておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避  
難に関する平素の取組と並行して関係機関との連携体制を確保する。

避難所一覧表、災害時用臨時ヘリポート一覧表は、丹波市地域防災計画 資料編に示す。

### 第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

武力攻撃事態等においては、市民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の安全確保について、特に配慮する必要があることから、これらの施設に関する平素からの備えについて示す。

#### 第1節 生活関連等施設の安全確保

特にその安全を確保しなければならない施設である「生活関連等施設」について、これらの施設の把握、管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

##### 1 生活関連等施設の把握

###### (1) 生活関連等施設の定義

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

###### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	施設の種類	所管省庁名
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m <sup>3</sup> ／1日以上）	厚生労働省
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
27条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
28条4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省

第2編 平素からの備えや予防  
武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

施行令	施設の種類	所管省庁名
27 条 10 号	28条 5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条 6号 核原料物質使用施設、製鍊施設	原子力規制委員会
	28条 7号 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条 8号 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	28条 9号 LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条 10号 生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条 11号 毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに県との連絡体制を整備する。

なお、記載事項については、公開することにより支障が生じることがないよう配慮する。

【把握しておくべき施設の情報】

- |        |            |
|--------|------------|
| ・施設の種類 | ・連絡先       |
| ・名称    | ・危険物質等の内容物 |
| ・所在地   | ・施設の規模     |
| ・管理者名  |            |

2 市における平素からの備え

市は、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 第2節 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

### 【予防対策の例】

- 1 庁内の緊密な情報連携
- 2 庁舎内における不審物の有無の点検
  - (1) 庁舎内の巡回点検
  - (2) 登庁時及び退庁時の執務室の点検
  - (3) 不審物発見時の県警察への通報
  - (4) 退庁時の施錠徹底
- 3 その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

保護措置を実施するうえで必要な物資及び資材について、その備蓄、整備のあり方について示す。

### 1 物資及び資材の備蓄、整備

#### (1) 防災のための備蓄との相互補完

市民の避難や避難市民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いため、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

備蓄体制の詳細は、丹波市地域防災計画 第2編 第2章 第12節 「備蓄体制等の整備」に示す。

#### (2) 保護措置に特有の物資及び資材

保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等を踏まえ県と連携しつつ対応する。

#### 【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 関係機関との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の点検

市は、水道施設の維持管理にあたり、貯水、取水、浄水、導水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。また、下水道施設の武力攻撃災害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- ① 下水道台帳の整備
- ② 既往災害履歴の作成
- ③ 日常点検保守

④ 被災の可能性が高い箇所の把握

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5章 啓発

武力攻撃災害による被害の最小限化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示す。

### 1 保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域市民への啓発を行う。

#### (3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とともに連携しながら市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成等これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ啓発を行う。

## 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどとあわせて活用しながら市民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 組織の設置

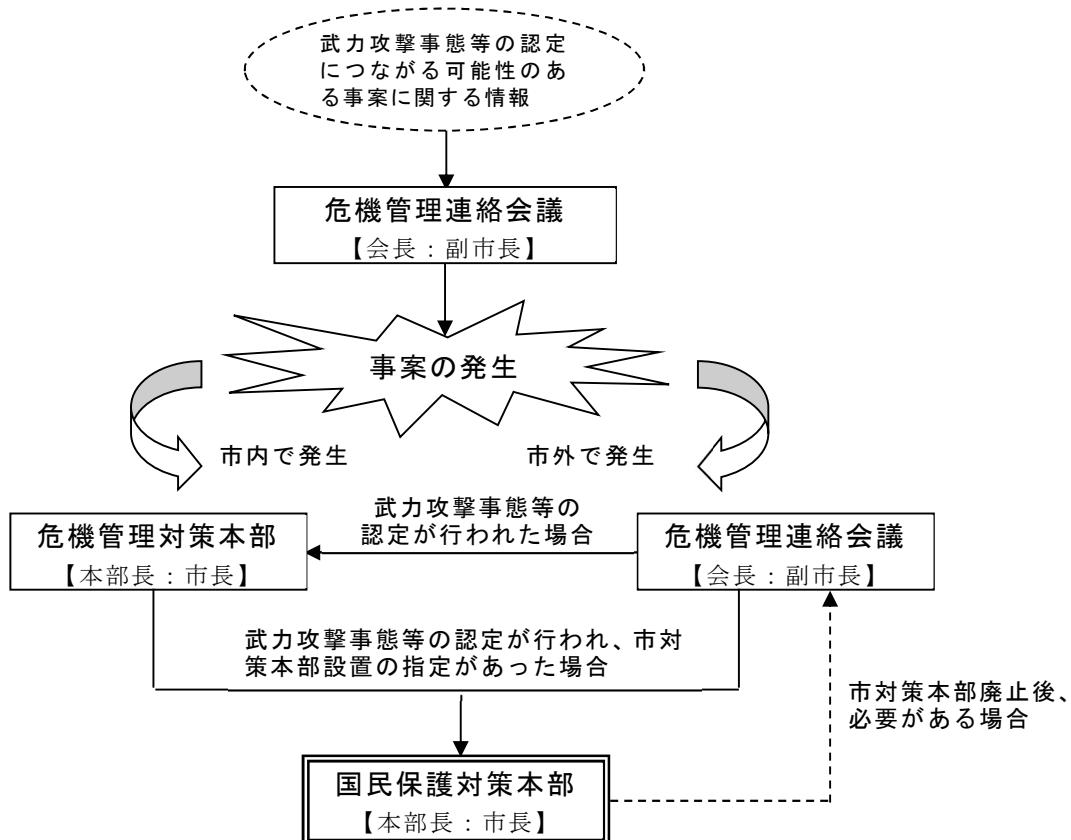
武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づき設置する市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）や、必要に応じて、対策を講じるために設置する危機管理対策本部など、その状況に応じて適切な措置を実施するための市の組織体制等について定める。

#### 第1節 危機管理対策本部等による初動体制

建造物の爆発等の具体的な被害や多数の死傷者が発生した場合、当初、その原因が明らかではないことが多い、意図的に引き起こされた可能性も考えられることから、市は、政府による武力攻撃事態又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要がある。また、事態認定は行われたものの、本市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合においても警報の伝達等の措置を実施するなど、保護措置等を実施するための体制を確立する必要がある。

このような場合において、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その事態の状況や被害の態様に応じた対策を講じるための市の組織体制について定める。

#### 【組織設置のフロー図】



#### 1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」をそれぞれ以下の基準により設置する。

なお、市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把

### 第3編 武力攻撃事態等への対処 組織の設置

握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

#### (1) 危機管理対策本部

##### ① 設置基準

- ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき
- ウ その他、市長が必要であると認める場合（隣接市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

##### ② 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、技監、各部長、会計管理者、消防長、消防団長

※その他、状況に応じて市長が指名する者

##### ③ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。  
また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

#### (2) 危機管理連絡会議

##### ① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき
- イ 市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合
- ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- エ その他、副市長が必要であると認める場合

② 組織構成

区分	職名	
会長	副市長	
副会長	生活環境部長・総務部長	
構成員	総務部	総務課長
	生活環境部	環境課長
	建設部	土木総務課長
	産業経済部	農林振興課長
	福祉部	社会福祉課長
	健康部	健康課長
	上下水道部	水道課長
	教育委員会	教育総務課長
	消防本部	消防総務課長
	生活環境部	市民安全課長

※その他、状況に応じて副市長が指名する者

③ 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

## 2 市対策本部との調整

### (1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

### (2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除に係る通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

## 第2節 市対策本部の設置等

市長が設置する市対策本部に関して、設置手順や組織、機能等について定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局員は、市対策本部員等に対し、職員安否情報システム・携帯電話・加入電話等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部事務局員は、本庁舎1階 第1会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に携帯電話、加入電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、市長は、市対策本部を設置したときは、その旨を市議会に連絡するとともに、関係機関に通知し、市民に公表する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、事務局職員等の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を本庁舎1階 第1会議室に設置できない場合は、春日庁舎3階 会議室又は被害の少ない市庁舎に市対策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市区域内に市対策本部を設置できない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていないときで、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、技監、各部長、会計管理者、消防長、消防団長
参与	市対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、市職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員 ・指定地方行政機関その他の国の職員 ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員

② 各班の機能

班	課	主な分掌事務
本部事務局	市民安全課	物資及び資材の備蓄・整備等、市対策本部の設置・運営等、関係機関からの支援要請のとりまとめ、自衛隊の派遣要請、警報の通知、被災情報のとりまとめ・分析・整理、物資・資機材の調達についての連絡調整、安否情報の収集・提供に関するとりまとめ、放射性物資等による汚染の拡大の防止のとりまとめ、特殊標章の交付等、避難実施要領の策定 等
広報班	総合政策課、議事総務課	記者発表資料の作成、報道機関との連絡調整、市議会との連絡調整、広聴、国会・政府に対する陳情要望事項 等
情報総括班	総務課	武力攻撃事態等の記録作成、各班等からの情報収集と把握、行方不明者の把握 等
	職員課	職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、応援要員の把握、市民からの問い合わせへの対応 等
調達支援班	ふるさと定住促進課	県内外自治体からの人的支援等の受援に関すること 等
市民窓口班	支所、市民安全課	窓口で収集した情報の集約、各種給付に関する及び生活支援に関する対策、外国人市民等への対応 等
物資・輸送調達班	財政課、税務課、資産活用課、商工振興課、観光課、恐竜課、監査委員事務局、農業委員会事務局、農林振興課、農地整備課	武力攻撃災害に関する予算措置、生活必需物資の流通確保、車両の確保・運用、家屋・商工業関係の被害状況調査、武力攻撃災害特別融資、応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、武力攻撃災害対策用木材等の調達、農地・農業用施設、被害農林業者に対する資金の融資 等

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 組織の設置

班	課	主な分掌事務
物資・輸送調達班	入札検査室、会計課	武力攻撃災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い 等
応急対策班	土木総務課、道路河川課、都市住宅課、営繕課	陸上輸送手段の確保、緊急輸送道路の確保、建設資機材等の確保、応急仮設住宅の供給、道路・橋梁・河川・市営住宅等の被害状況調査及び応急対策、市有施設の復旧工事等に関する技術支援 等
	社会福祉課、介護保険課、障がい福祉課	ボランティア受け入れ調整、被災高齢者・障がい者の応急支援対策、社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策、義援金受入れ及び配分 等
	環境課	遺体処理・埋葬、災害廃棄物及び武力攻撃災害時における廃棄物の応急対策 等
	水道課、下水道課	飲料水の供給、医療用水の確保、上下水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策、し尿処理に関するこ
	健康課、こども福祉課、看護専門学校、国保診療所	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及び確保、保健師・栄養士等保健関係者の応援、医療施設等関連施設の被害状況調査及び応急対策 等
	教育総務課、学校教育課、こども育成課、社会教育・文化財課、植野記念美術館、中央図書館	所管教育施設の被害状況調査及び応急対策、被害児童生徒・被害教職員の応急対策、文化財の保護 等
	消防総務課、予防課、警防課、消防署	救出・救助及び避難誘導、毒劇物等関連施設等の被害状況調査及び応急対策 等
	人権啓発センター、市民活動課、文化・スポーツ課	避難所の開設及び運営、避難者の把握 等

※ 組織・運営については、国民保護法、丹波市国民保護対策本部及び丹波市緊急対処事態対策本部条例で定めるところによる。

※ 各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

#### (4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (5) 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係など）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、地域の安全性を確認したうえで、現地の活動上の便宜から最も適した場所に、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所は、現場における関係機関の代表者及び市対策本部からの現地派遣職員等で構成し、関係機関の代表者等が、定時又は隨時に会合を開催することにより、連携の強化を図る。

現地調整所の主な役割は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関相互の活動や安全に関する情報共有や連絡
- ② 避難に関する情報、被災情報等の共有
- ③ 市対策本部等との連絡調整

#### (6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市域の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係する機関等要請の趣旨を明らかにする。

- ③ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

- ④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

- ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る保護措置を実施するために必要な限

### 第3編 武力攻撃事態等への対処 組織の設置

度において必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 動員の実施

#### (1) 職員の動員体制

市長は、国において武力攻撃事態等の認定がなされた場合には、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の動員配備を行う。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、この基準と異なる動員体制をとることができる。

##### 【職員参集基準】

配備体制	事態の状況	参集基準
第1号配備	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて対処する必要があるとき	全員
第2号配備	相当規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害が拡大するおそれがあるとき	職員の3/4以内
第3号配備	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職員の2/3以内
第4号配備	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	職員の1/2以内
第5号配備	被害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	職員の1/3以内
受入	市域外で被害が発生し、避難市民を受け入れるなどの必要があるとき	職員の1/4以内

#### (2) 動員の指令

動員の指令は、市長の命を受け総務部長が副市長の意見（事態の規模、種類、被害状況等）を聞いて、各所属長あてに発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

##### ① 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて職員安否情報システム、庁内放送を用いて速やかにその旨周知する。

##### ② 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達する。

(3) 勤務時間外における参集

指令を受けた所属員は、指定された場所に参集する。その場合、居住地の周辺又は参集経路における武力攻撃事態等の推移や武力攻撃災害の状況などの情報から、参集における安全の確保が困難と認められる者、並びに健康上の理由等により参集が不能又は困難である者について、参集を免除する。

(4) 動員の報告

各所属長は、所属員が動員指令に基づき参集したときは、その状況をとりまとめ、直ちに「動員報告書」により総務部長に報告する。

(5) 応援職員の動員

市対策本部の各部長並びに各市対策支部長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ他の部及び他の市対策支部の職員を派遣することができる。

### 第3節 通信の確保

武力攻撃事態等における情報通信手段の確保等について定める。

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、IPトランシーバー若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

#### (3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

#### (4) 情報通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保する。

## 第2章 関係機関との連携

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関等、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事等への措置要請等

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行い、特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、市長等は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### 3 指定公共機関等への措置要請

#### (1) 指定公共機関等への措置要請

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

##### ① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性に鑑みその自主性を尊重する。

##### ② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し避難市民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

##### ③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 関係機関との連携

##### (2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

## 4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

##### (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

① 市長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。

ただし、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対してできるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

② 自衛隊との連絡調整は、市が行う。また、市は、自衛隊の部隊の活動拠点を、自衛隊、県警察等と協議のうえ確保する。

③ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動及び知事の要請に基づく出動）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### 【想定される自衛隊の保護措置の内容】

- ① 避難市民の誘導  
(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握 等)
- ② 避難市民等の救援  
(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出 等)
- ③ 武力攻撃災害への対処  
(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処 等)
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧  
(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去 等)

## 5 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 他の市町長等に対する応援の要求

市長は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、他の市町の長等に対し応援を求める。その際、あらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等に基づき応援を求める。

##### (2) 県に対する応援の要求

市長は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

##### (3) 応援の要求にあたって明示する事項

(1) (2) の応援の要求にあたっては、以下の事項を明らかにして応援を求める。

- ① 被害者の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関、人員、物資等
- ③ 応援を必要とする場所、期間

- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

**(4) 事務の一部の委託**

- ① 市が、保護措置の実施のため、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行う。

**【事務を委託する場合に定める事項】**

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ③ その他委託事務に関し必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

**6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

- ① 市は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。  
また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ② 市は、①の要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し①の職員の派遣について、あっせんを求める。

**7 市の行う応援等**

**(1) 他の市町に対して行う応援等**

- ① 市は、他の市町から保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など正当な理由がない限り必要な応援を行う。
- ② 他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い県に届け出る。

**(2) 指定公共機関等に対して行う応援等**

市は、指定公共機関等の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由がない限り必要な応援を行う。

## 第3章 市民の協力等

市民の協力や自発的活動に対する支援等について定める。

### 1 市民への協力要請

#### (1) 市民への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

#### (2) 企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、市民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難市民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

### 【市民の協力の例】

#### ① 避難市民の誘導

- ア 市職員と一体となった避難市民の先導
- イ 移動中における食料等の配給
- ウ 高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
- エ 家庭や学校、事業所等における安否確認

#### ② 避難市民等の救援

- ア 炊き出しの実施
- イ 食料、飲料水等の配布
- ウ 生活必需品等の救援物資の整理
- エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

#### ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

- ア 消火のための水の運搬
- イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
- ウ 被災者の救助のための資機材の提供

#### ④ 保健衛生の確保

- ア 健康診断の実施
- イ 感染症の動向調査の実施
- ウ 水道水の検査の実施
- エ 防疫活動の実施
  - ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
  - ・臨時の予防接種のための会場設営等
  - ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市が作成したパンフレットの配布
- オ 被災者の健康維持活動の実施

- ・衛生指導等の保健指導のために県や市が作成したパンフレットの配布
- ・健康食品等の保健資材の配布

## 2 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難市民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、安全の確保に十分に配慮する。

### (2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

### (3) ボランティア活動への支援等

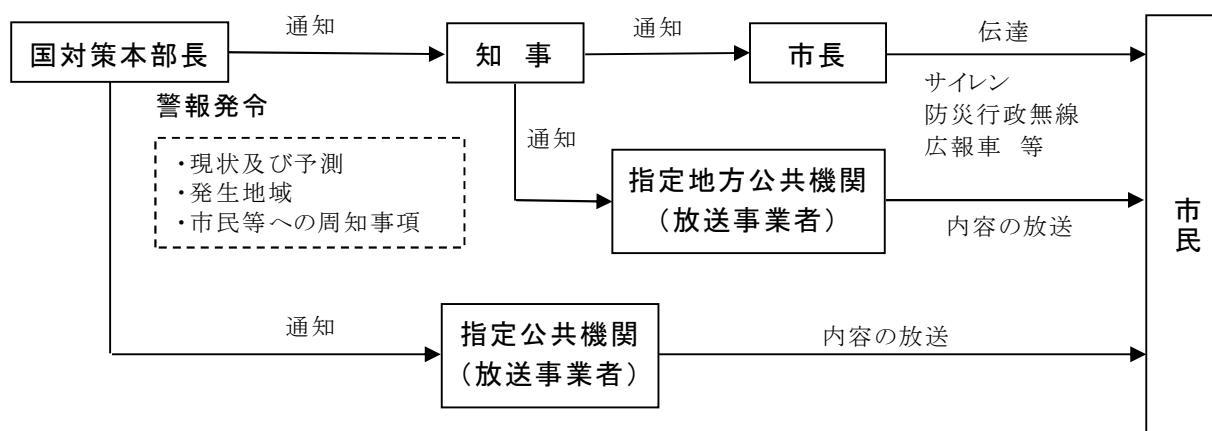
市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

## 3 民間からの救援物資の配分

- ① 市は、受け入れた救援物資の仕分けに際し、専門業者への委託やボランティアの協力を得るなどして、迅速な処理に努める。
- ② 市は、被災者に対し、救援物資を配布する。

## 第4章 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において警報が発令されたときの警報の通知及び伝達等について定める。



### 1 警報の伝達

#### (1) 警報の通知

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体（自治会等）に伝達する。

#### (2) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

また、市は、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

① 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれる場合は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

② ①に該当しない場合は、原則として、サイレンは使用せず、緊急時情報ネットワークシステム(Em-net)で通知を受けた情報を防災行政無線やホームページ等により、周知を図る。

#### (3) 伝達体制の整備

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の地域コミュニティの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素から地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

#### (4) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

#### (5) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮

- ① 市は、聴覚障がい者に対しては目に見える情報を、視覚障がい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
- ② 市は、病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設及び学校、認定こども園等の児童や乳幼児が通学・通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 市は、自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障がい者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。
- ④ 市は、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びN G O等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。
- ⑤ 市は、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団等と協力して避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

### 2 警報の通知

市長は、武力攻撃事態等において、国の対策本部長（内閣総理大臣）が警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して県知事から警報の通知を受けたときは、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、認定こども園など）に通知する。

#### 【警報に定める事項（国）】

- |   |
|---|
| ① 武力攻撃事態等の現状及び予測  |
| ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域<br>(地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。) |
| ③ その他市民及び公私の団体に対し周知させるべき事項  |

### 3 警報の解除

警報が解除されたときは、市長は、警報が発令された場合と同様の方法で、警報の解除の通知、伝達を行う。ただし、警報の解除の伝達においては、原則として、サイレンは使用しないこととする。

### 4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

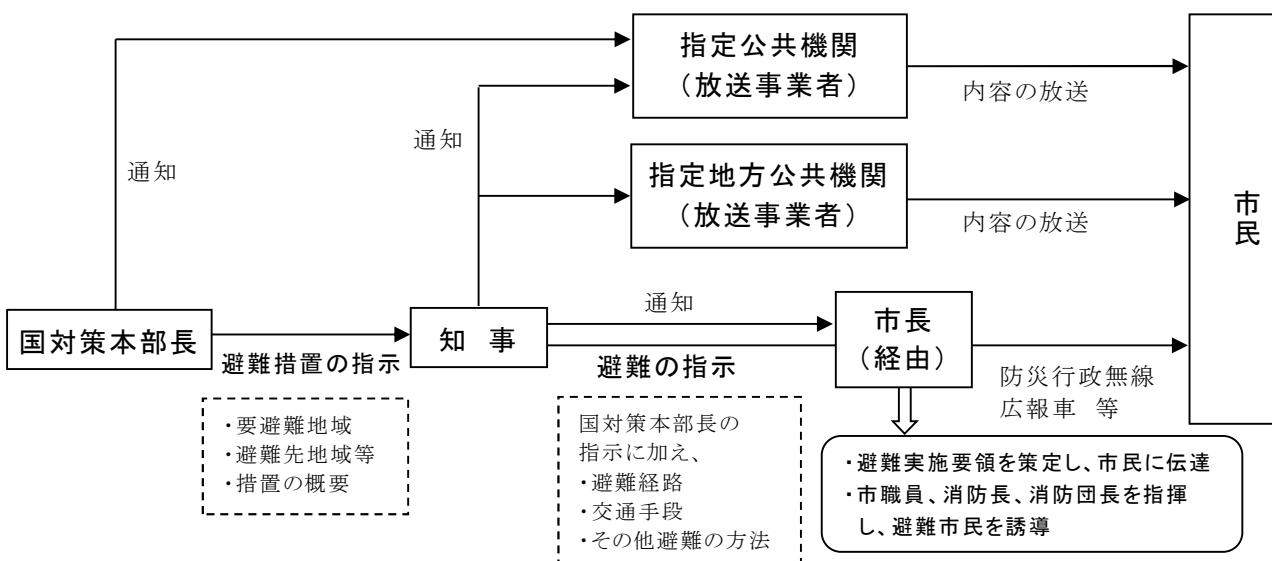
## 第5章 市民の避難

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難市民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難市民の誘導について定める。

### 第1節 避難の指示等

#### 1 避難措置の指示

国の対策本部長は、警報を発令した場合で、市民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置の指示を行うとされ、また、要避難地域を管轄する知事は、避難措置の指示を受けたときは、市長を経由して要避難地域の市民に対し、直ちに避難を指示するとされている。



#### 【避難措置の指示の内容（国）】

- ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 市民の避難先となる地域（避難先地域。市民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講すべき措置の概要

#### 2 避難の指示

##### (1) 市民に対する避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確な避難の指示を円滑に行えるよう、事態の状況を踏まえ被災情報や現場における事態に関する情報、避難市民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じてその内容を市民及び関係団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

**【避難の指示の内容（県）】**

- ① 国の対策本部長から示された避難措置の指示の内容
  - ② 主要な避難の経路
  - ③ 避難のための交通手段
  - ④ その他避難の方法
- ③ 市は県警察と協力し、警報の伝達方法に準じて、避難の指示の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

**3 避難の指示の際の調整**

**(1) 避難市民の状況把握**

市は、県に対し所在する要避難市民数の報告を行う。また、市は、当該要避難市民について、世帯別、事業所別等の内訳、高齢者、障がい者等の数について把握するよう努める。

**(2) 避難施設の選定**

市は、当該避難施設の管理者から施設使用の可否等を聴取し、避難先となる避難施設を県が選定するのに協力する。

## 第2節 避難市民の誘導

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、避難実施要領を定め、それに基づき避難市民の誘導を行う。

### 1 避難実施要領の策定

(1) 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

#### 【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難市民の誘導の実施方法、避難市民の誘導に係る関係職員の配置その他避難市民の誘導に関する事項
- ・ 上記のほか、避難の実施に必要な事項

(2) 市長は、避難実施要領の策定にあたっては、次の点に留意する。

##### ア 要避難地域及び避難市民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

##### イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

##### ウ 一時集合場所及び集合方法

避難市民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

##### エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

##### オ 集合にあたっての留意事項

集合後の集落内や近隣市民間での安否確認等、集合にあたっての避難市民の留意すべき事項を記載する。

##### カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

##### キ 市職員、消防職団員の配置等

避難市民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

##### ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

##### ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

##### コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難市民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難市民の携行品、服装

避難市民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（一例）

兵庫県丹波市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

丹波市における市民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 丹波市の A1 地区の市民は、B 市の B1 地区にある B 市立 B1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に市民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・その他）

・バスの場合

丹波市 A1 地区の市民は、丹波市立 A1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B 市立 B1 高校体育館に避難する。

・鉄道の場合

丹波市 A1 地区の市民は、○○鉄道△△線 AA 駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又は AA 通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発 B 市 B1 駅行きの電車で避難する。B 市 B1 駅到着後は、B 市職員及び、A 市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B1 高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 丹波市 A2 地区の市民は、B 市 B2 地区にある B 市立 B2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に市民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

## 2 避難市民の誘導の実施方法

### (1) 職員の役割分担

避難市民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・市民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

### (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域市民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

## 3 その他避難の実施に關し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

丹波市対策本部 担当 △山○男

TEL ×××-×××-××× (内線×××)

FAX ×××-×××-×××

・・・以下略・・・

### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際して、以下の点に留意して行う。

- ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
- ③ 避難市民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難 (運送事業者による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者救護班の設置)
- ⑦ 避難経路の設定、交通規制 (県警察との調整、道路管理者との連絡)

- ⑧ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- ⑨ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑩ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

#### (4) 避難実施要領の伝達・通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を市民及び関係団体に伝達するとともに、当該市域を管轄する消防長、警察署長、自衛隊地方協力本部長等に通知するものとする。また、管轄する県地方対策本部長（丹波県民局長）にもあわせて通知するとともに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 2 避難市民の誘導

#### (1) 市長による避難市民の誘導

市長は、その避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難市民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難市民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って自治会、学校区等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部は、消防活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。また、必要に応じ自力歩行困難な避難行動要支援者の救急車等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難市民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難市民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難区域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難市民の誘導にあたっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難市民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

#### (4) 誘導時における給与等の実施や情報の提供

市長は、避難市民の誘導に際しては、県と連携して食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、市民の避難心理を勘案し市民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際に、市民の不安の軽減のために可能な限り事態の状況等とともに行政側の対応についての情報を提供する。

#### (5) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者救護班を設置し、

### 第3編 武力攻撃事態等への対処 市民の避難

---

避難行動要支援者名簿に基づいて、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等と協力して避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、認定こども園等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

#### (6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

#### (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに、要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には必要な警告や指示を行う。

#### (8) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難市民の誘導を行うよう要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難市民を誘導するときに警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて「現地調整所」を設けて、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (9) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

市は、国（環境省、農林水産省）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、県及び関係機関と協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置の実施に努める。

##### ① 危険動物等の逸走対策

ア 市は県と連携し武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、市民及び避難市民への周知並びに避難誘導を図る。

イ 市は県と連携し逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

ウ 市は県と連携し逸走した危険動物等により市民及び避難市民に危害が及んだ場合には、

迅速な救援活動等を行う。

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

ア 市は県と連携し武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。

イ 市は県と連携し武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難市民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行うものとする。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難誘導に係る運送手段や救援物資等のニーズについて他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難市民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。

(12) 避難市民の運送の求め等

① 市長は、避難市民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関等に対し、避難市民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

② 原則として、市域内の運送の場合は、市から運送を求める。市域を越える運送の場合は、県が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求めてこととされている。

③ 運送事業者である指定公共機関等は、知事又は市長から避難市民の運送の求めがあったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や求めを受けた運送事業者が別の都道府県知事又は市町長から既に避難市民の運送を求められている場合などの正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされ、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難市民を運送するために必要な措置を講ずるものとされている。

④ 市長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく、運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機間にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機間にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難市民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難市民を通常の生活に復帰させるため、避難市民の復帰に関する要領を策定し、避難市民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずる。

(14) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する

場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう に、県を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることとする。

**(15) 通行禁止措置の周知**

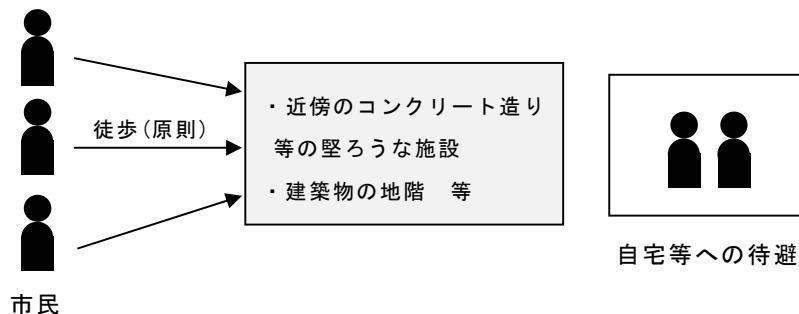
道路の管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

### 第3節 避難の類型

市民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

#### 1 屋内への避難

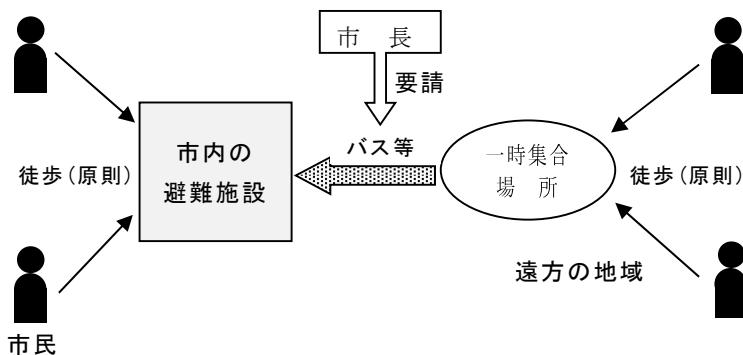
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2~4の類型により、他の安全な地域へ避難する。



#### 2 市内の避難

市内において避難する場合は、徒步を原則として、市内の避難施設に避難する。

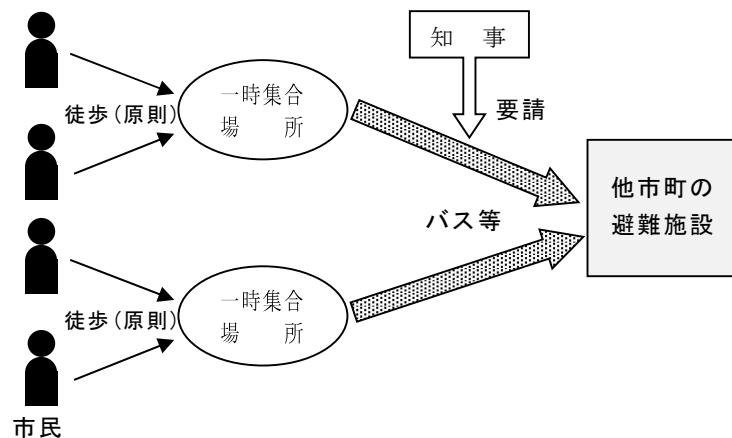
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、市民は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



### 3 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、市民は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

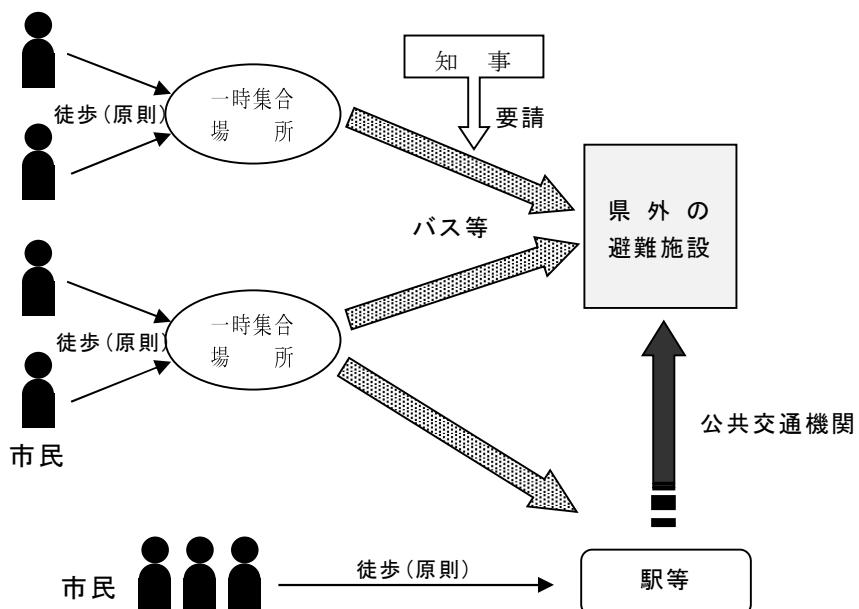
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難もを行う。



### 4 県外への避難

大規模な着上陸侵略等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、市民は、徒步を原則として、駅等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、市民は、徒步を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



#### 第4節 避難にあたって留意すべき事項

地域の特性や事態の類型等により、市民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難にあたって配慮すべき事項について定める。

##### 1 地域特性に応じた留意事項

###### (1) 積雪地における市民の避難

市は、積雪時における市民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間をするほか、避難市民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮する。

##### 2 事態の類型等に応じた留意事項

###### (1) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが基本である。
- ② 市は、避難の誘導にあたっては、大規模な市民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

###### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難市民の誘導を実施することが基本である。  
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

###### ○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

###### ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 市民の避難

察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、市民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

#### 【避難の指示の内容（例）】

##### 避難の指示（一例）

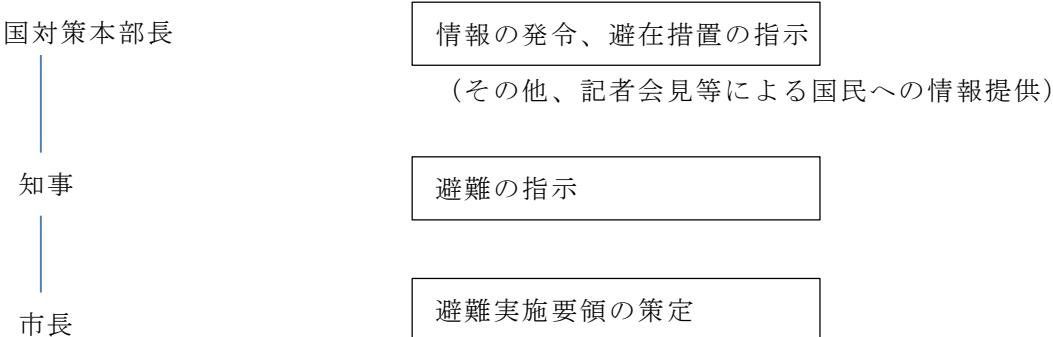
- 本市においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・
- AA地区の市民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の市民については、市長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。  
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

#### （3）弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設の屋内に避難することが基本である。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

##### （弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

\* 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾

の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

#### 【避難の指示の内容（例）】

##### 避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、市民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するA市AA地区の市民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、○○剤と考えられることから・・・

#### （4）航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

#### （5）武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととし、事態の状況を見て、次のような指示を行うとされている。

- ・コンクリート建屋等への屋内避難を指示
- ・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

#### （6）N B C攻撃の場合

知事は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずるとしている。

## 第6章 救援

知事から救援の実施に関する事務を委任された場合、また、知事が実施する措置の補助を行う場合に、市長が実施する救援に関する措置について定める。

### 第1節 救援の実施

#### 1 救援の実施

##### (1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

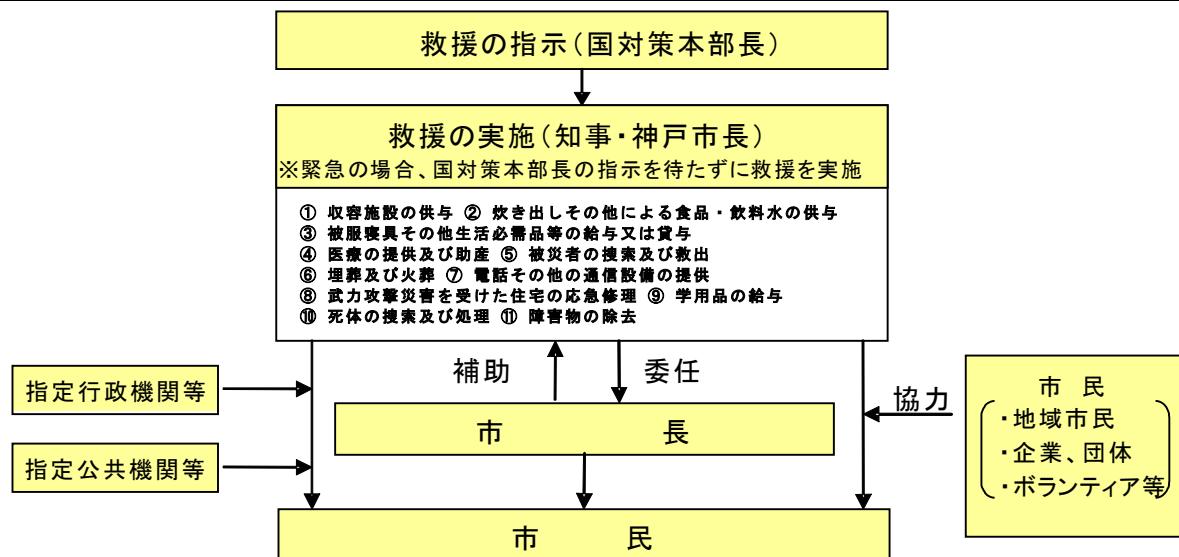
- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の搜索及び救出等）及び県において困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

##### (2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去



## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 指定公共機関等との連携

市長は、救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合、運送事業者である指定公共機関等に対し運送の求めを行う。

### (5) 市民との連携

事務の委任を受けた場合において、市長又は市職員は、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮したうえで、避難市民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によって救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市は、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに救援に関する措置を実施する。

また、県と連携し、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第2節 救援の実施方法

### 1 収容施設の供与

#### (1) 避難所

避難市民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

##### ① 避難所の開設

ア 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用する事が困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ 避難所の開設は、原則として市が行うが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

ウ 市等が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告する。

エ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告し、県は、管理者の同意を得たうえで、避難所として位置付けるものとされている。

##### ② 避難所の運営

ア 避難所の運営は、原則として市が行う。

イ 市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

ウ 市は、避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図る。

エ 市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難市民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求める。

オ 学校に避難所が開設された場合、教職員が次の避難所運営業務に従事できる。

この期間は7日以内を原則とする。

・施設等開放区域の明示

・避難者誘導・避難者名簿の作成

・情報連絡活動

・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

・ボランティアの受け入れ

・炊き出しへの協力

・避難所運営組織づくりへの協力

・重傷者への対応

カ 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

キ 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

ク 市は、高齢者、障がい者等に対しては、障がい者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

ケ 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、

文化面など幅広い観点から、避難市民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

③ 福祉避難所

ア 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置する。

イ 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が設置することとされているが、市が設置する場合は、県の定めに基づいて行う。

イ 県は、市から要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合は、あらかじめ締結する協定に基づき、次の事項を可能な限り示して、(一社) プレハブ建築協会及び(一社) 全国木造建築業協会に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請するものとされている。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

ウ 市は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

② 応急仮設住宅の構造

ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。

イ 高齢者、障がい者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図る。

③ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において、高齢者、障がい者等の優先入居に十分配慮する。

④ 応急仮設住宅の管理

市において、通常の管理を行う。

⑤ 生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

## 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

### (1) 炊き出しその他による食品の給与

避難市民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難市民等の食生活を確保する。

① 炊き出しその他による食品の給与の方法

ア 炊き出しへは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用する。

イ 食品の給与にあたっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によるものでできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮する。

② 食料の供給要請等

市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

③ 主食の供給

市は、一般に次のものを2日分備える。また、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

主食として、炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等を備蓄することとし、なおかつ、不足する場合においては、県に次の事項について対応を要請する。

ア 米穀の供給

武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する米穀卸売業者などから供給あっせんを行う。また、必要に応じ、近畿農政局兵庫農政事務所と協議のうえ、政府米の直接売却を受け、又は供給あっせんを行う。

イ 弁当・おにぎりの供給

武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、避難市民等に弁当・おにぎりを供給するため、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による、弁当・おにぎりの供給あっせんを行う。

ウ パン、育児用調整粉乳等の供給

武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あっせんを行う。

④ 副食の供給

市は、一般に次のものを2日分備える。副食として、即席めん、ハム・ソーセージ類、

### 第3編 武力攻撃事態等への対処 救援

調理缶詰、漬物、味噌、醤油等を備蓄することとし、なおかつ、不足する場合においては、県に次の事項について対応を要請する。

また、武力攻撃事態等の状況により県が必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あっせんを行うものとされている。

#### ⑤ 輸送

市は、緊急輸送路を活用した、被災者への食料の供給体制を整備する。

なお、市から県に食品の供給あっせんを要請した場合、県は輸送にあたって地域防災計画で定める緊急輸送路を活用するものとされている。

#### (2) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難市民等に対し、必要な飲料水を供給する。

##### ① 飲料水供給の方法

ア 市は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び、生活用水の供給を実施する。

イ 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を行うものとされている。

ウ 市は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

エ 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

##### ② 水源及び給水量

ア 市は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

イ 市は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3㍑、10日目までには3～20㍑、20日目までには20～100㍑を供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内 容 時系列	期 間	1人当たり水量 (㍑/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の 想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかつた者に対 する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量	・自主防災組織を中心とす る給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線 に設置する仮設給水管か らの給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

### ③ 給水応援

ア 市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

イ 市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ・給水を必要とする人員
- ・給水を必要とする期間及び給水量
- ・給水する場所
- ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

## 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難市民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難市民等の生活を安定させる。

### (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

① 市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請する。

- ア 供給あっせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡先及び連絡担当者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

### (2) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- ① 被服、寝具及び身の回り品  
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘 等
- ② 日用品  
石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー 等
- ③ 炊事用具及び食器  
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸 等
- ④ 光熱材料  
マッチ、プロパンガス 等

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

## 4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分

### 第3編 武力攻撃事態等への対処 救援

娩の途を失った避難市民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

#### (1) 救護所の設置

- ① 市は、次の場合に救護所を設置するものとする。
- ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
  - イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
  - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ② 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- ③ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議のうえ、救護所を廃止する。

#### (2) 救護班の派遣等

- ① 県は、市からの要請を受けた場合、又県において必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うものとされている。
- ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院機構病院、公的病院、その他の医療機関に対する救護班の編成及び被災地への派遣要請
  - イ 患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動要請
  - ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受け入れの要請
  - エ 自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の要請
  - オ 電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
  - カ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

#### (3) 医薬品等の供給

- ① 品目
- 市は、次の品目の医薬品を確保するものとする。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

#### ② 調達方法

- ア 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。
- イ 県は市で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを行うものとされている。
- ウ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連

携を強化するものとされている。

エ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請するものとされている。

### ③ 搬送、供給方法

ア 県は、搬送にあたっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用するものとされている。

イ 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

ウ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請するものとされている。

### (4) 医療機関のライフラインの確保

- ① 県は、医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握するものとされている。
- ② 市は、県と連携を図りながら、(一社) 兵庫県 LP ガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請する。
- ③ 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じるものとされている。
- ④ 市は、県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

## 5 被災者の捜索及び救出

市は、避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、被災情報、安否情報等を踏まえ、県警察、自衛隊等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者の捜索・救出活動を実施する。

## 6 埋葬及び火葬

市は、遺体の処理、火葬を行う。

その際、厚生労働大臣により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例が定められたときは、その特例に基づき実施する。

### (1) 遺体収容（安置）所の設置

- ① 状況に応じて、遺体収容（安置）所として利用できる公共施設を選定する。
- ② 遺体収容（安置）所の設置にあたっては、納棺用品等必要器材を確保する。
- ③ 搬送車両については、あらかじめ緊急通行車両として県公安委員会に対し事前届出を行うとともに、武力攻撃災害発生時に確認申請を行う。

### (2) 斎場への遺体の搬送

遺族が遺体の火葬を行うことが困難若しくは不可能である場合は、遺族に代わって市において斎場への搬送体制を整えて搬送する。

(3) 遺体の火葬

市は、武力攻撃災害や遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。また、市の火葬能力では不十分な場合は、県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請する。

**7 電話その他の通信設備の提供**

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡をとることや必要な情報の入手が困難となった避難市民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難市民等の通信手段の確保を図る。

**8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理**

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、当面の日常生活が営めない状況となった者が自らの資力では応急修理をすることができない場合、その居室、炊事場及び便所など日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

**9 学用品の給与**

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ児童生徒に対して教科書及び教材、文房具、通学用品を給与する。

**10 死体の搜索及び処理**

(1) 死体の搜索

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定される者（死体）を搜索し、市等は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。

(2) 死体の処理等

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

- ① 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、市が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施する。
- ② その後、身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、順次遺体を引き渡す。遺体の引取りがあった場合には、遺体処理台帳に必要事項を記入する。
- ③ 収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

**11 障害物の除去**

市は、武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

- ① 避難の指示が解除された後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所、又は玄関に運び込まれ

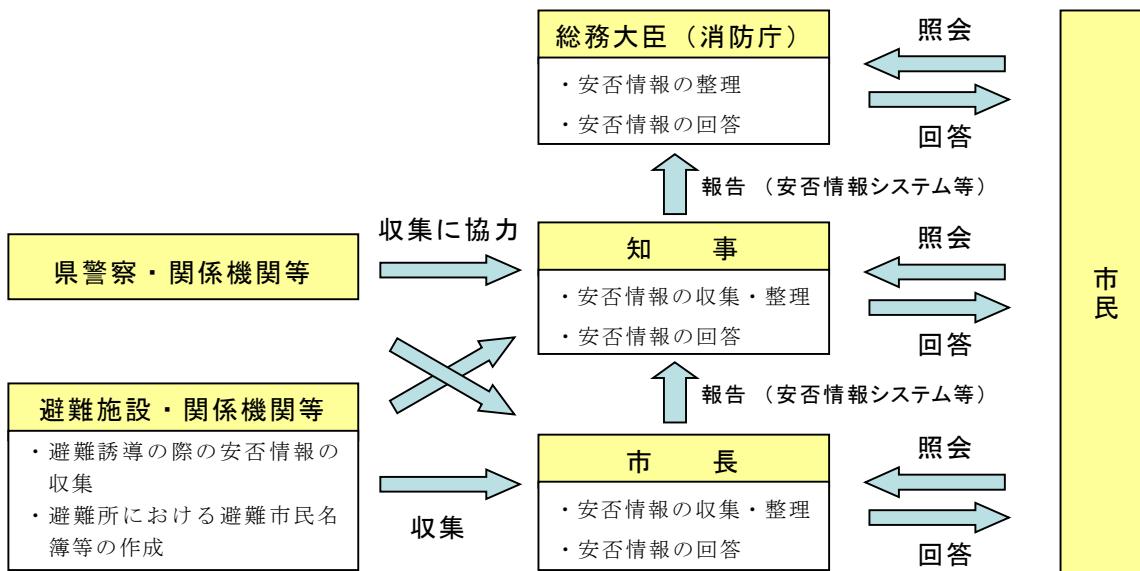
た障害物を除去する。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- ア 除去を必要とする住家戸数
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無
- カ その他参考となる事項

## 第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、次のとおり示す。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

① 市は、避難施設若しくは医療機関に収容され、又は入院している避難市民及び武力攻撃災害により死亡、又は負傷した市民の安否情報を収集する。

安否情報の収集にあたっては、収集に係る者の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意し、避難市民又は武力攻撃災害により負傷した市民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した市民については同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

② 安否情報の収集は、収容避難所において避難者名簿を作成する等により行うほか、市が管理する医療機関、学校園等からの情報収集、県警察への照会などによって行う。

また、市民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して収集を行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

指定公共機関等、医療機関、市立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図りつつ、一元的に整理するよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも

真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

### (1) 報告方法

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 【様式第3号】安否情報省令（第2条関係）

### 様式第3号（第2条関係）

### 安否情報報告書

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ②(③出生の年月日)欄に五号表記により記入すること。  
3 ④(⑤)欄は日本国籍を有しないに限り記入すること。  
4 武力攻撃致死により死した住民については、⑥(⑦)負傷又は疾病の状況欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑧現在の住所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
5 ⑨-⑩の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「⑪希望」欄に記入すること。

## (2) 安否情報の報告時期

市長は、武力攻撃事態等の推移や避難市民等の救援その他の保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえ、県知事に対し適時に安否情報を報告する。

### 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口を設置し、照会窓口の電話及びFAX番号等の周知とあわせて、適切な安否情報の照会が行われるよう市民に対し周知等を行う。
  - ② 市民からの安否情報の照会については、照会窓口において、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。
  - ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、市民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 安否情報の収集・提供

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

#### 【様式第4号】安否情報省令（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

#### 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するためには る事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。  
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

#### （2）安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用される

おそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難市民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については安否情報回答責任者が判断する。

## 【様式第5号】安否情報省令（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

		年　　月　　日	
殿			
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年　　月　　日付けて照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被照会者	氏　　名		
	フ　リ　ガ　ナ		
	出生の年月日		
	男　女　の　別		
	住　　所		
	国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他（　　）
	その他個人を識別するための情報		
	現　在　の　居　所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社兵庫県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処の実施方法等について示す。

### 第1節 武力攻撃災害への対処

#### 1 基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、市域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国及び県等の関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や NBC 攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2節 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるとときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は、特に必要があると認めるとときは、必要と認める地域の市民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃れるため、退避の指示を行うものとする。

この場合において、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（一例）】

- ・「丹波市〇〇町××、××市△△町〇〇」地区の市民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「丹波市〇〇町××、××市△△町〇〇」地区の市民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### (2) 屋内退避の指示

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

#### 【屋内への退避が行われる例】

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示の市民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、防災行政無線、広報車、立看板等市民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。いずれの場合も、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ② 市長は、退避の指示をした場合は、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。また、市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防機関の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、県警察

及び、自衛隊との調整により、安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、目前の危険を防止するため、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定方法等

市長は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、市民に広報、周知する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置をとる。

### (3) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察や自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B Cを用いた攻撃により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察や消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ⑤ 市は、緊急の場合には県警察に対し警戒区域の設定を行うことを要請する。

### (4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する要員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用。
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）。

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、情報収集や消防警戒区域の設定や消防本部の活動支援等、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じた活動を行うなど連携を図る。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は、他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、前(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び、「緊急消防援助隊運用要綱」（以下「緊急消防援助隊運用要綱等」という。）に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ直接に消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

#### (5) 受援体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊

の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど受援に関して必要な事項の整備を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出場可能な消防部隊の把握を行うなど消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に市職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、被災市町からの要請、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けた場合は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し安全の確保のための必要な情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と協力し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用及び携行させる。

#### (8) 関係機関による連絡会議の開催

市は、県、県警察及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急、活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

#### (9) 市民への協力要請

市長若しくは市職員は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

#### (10) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### 第3節 生活関連等施設の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処を行うにあたり、生活関連等施設の重要性に鑑み、その安全確保について必要な事項等について定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設 (第3章 第1節 1 「生活関連等施設の把握」を参照)

生活関連等施設とは、国民保護法第102条第1項の規定に定める、次のいずれかに該当する施設で、政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおれがあると認められるもの。
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。

##### (2) 市の役割

###### ① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

###### ② 支援

市は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

###### ③ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、警備の強化その他施設の安全確保のために必要な措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じて、県警察、その他の行政機関に対し、当該施設の安全の確保のため必要な支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等の取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置を講ずるとともに、危険物質等の取扱者に対し危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

###### 【危険物質等】

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で、国民保護法で定めるもの

【危険物質等の種類】

号番号	物質の種類
1号	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
2号	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
3号	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
4号	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
5号	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等）
6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
7号	放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
8号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
9号	電気事業法第38条第2項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
10号	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

(2) 危険物質等に関する措置命令

市長は、緊急の必要があると認めるときは、国民保護法で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

また、当該措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【市長が命ずることができる対象物質と措置】

① 対象物質

市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱われる（消防法第9条の4の指定数量以上の）危険物

② 措置内容

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- イ 危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

#### 第4節 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画等に準じた措置を、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

##### 1 武力攻撃原子力災害への対処

###### (1) 地域防災計画（丹波市地域防災計画第3編災害応急対策計画）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施にあたっては、原則として、地域防災計画（丹波市地域防災計画 第3編 「災害応急対策、復旧・復興計画」）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

###### (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

###### 【国対策本部長の公示の内容】

- |   |
|---|
| ① 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域 |
| ② 当該武力攻撃原子力災害に係る事態の概要                     |
| ③ その他応急対策実施区域内の市民及び関係団体に対し周知させるべき事項       |
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

###### (3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

###### (4) 市民の避難誘導

- ① 市長は、知事が市民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し市民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の市民に対し、退避を指示するとともに知事に通知を行う。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処 武力攻撃災害への対処

### (5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて必要な応急対策を講ずる。

### (6) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

### (7) 安定ヨウ素剤の服用

市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、国や県に準じた措置を講ずる。

### (8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の市民等に対する避難退域検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (9) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (10) 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下とおり講ずる。

### (1) 応急措置の実施

- ① 市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、応急措置として、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

## (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## (3) 関係機関との連携

① 市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害の情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図る。

市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## (4) 汚染原因に応じた対応

① 市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### 【主な汚染原因】

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、V X、マスターD類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第28条で定める危険物質等

#### ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、県からの協力要請等により、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行う。

市長は、県知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

#### イ 生物剤による攻撃の場合

市は、知事からの協力要請等により、措置にあたる要員に防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知等を実施しつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行う。また、汚染物質に関する情報を市対策本部、県対策本部、医療機関等の関係機関と共有する。

また、職員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じたうえで、県が実施する患者の移送に協力する。

市長は、県知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

#### ウ 化学剤による攻撃の場合

### 第3編 武力攻撃事態等への対処 武力攻撃災害への対処

市は、知事からの協力要請等により、措置にあたる要員に防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知等を実施しつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行う。また、汚染物質に関する情報を市対策本部、県対策本部、医療機関等の関係機関と共有し、汚染地域の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。

市長は、県知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

#### (5) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を実施する。

号番号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対する移動の制限又は禁止、廃棄の命令
2号	生活の用に供する水	管理者に対する使用及び給水の制限又は禁止の命令
3号	死体	移動の制限又は禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	立入りの制限又は禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限又は遮断

- ① 市長は、知事からの協力要請に基づき、上記表中の第1号から第4号までの措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。
- ② 市長は、知事からの協力要請に基づき、上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

#### 【名あて人に対し通知すべき事項】

- |   |
|---|
| ① 当該措置を講ずる旨   |
| ② 当該措置を講ずる理由  |
| ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中1号～4号）<br>当該措置の対象となる建物又は場所（上記表中5号及び6号） |
| ④ 当該措置を講ずる時期  |
| ⑤ 当該措置の内容   |

#### (6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第9章 被災情報の収集・報告及び公表

市は、武力攻撃事態等における被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされておりのことから、被災情報の収集・報告及び公表にあたり必要な事項について定める。

### 1 被災情報の収集・報告

#### (1) 被災情報の収集

- ① 市対策本部は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市対策本部は、県を通じて県内市町の被災情報について収集する。
- ③ 市対策本部が収集した情報については、速やかに各市対策支部との情報の共有化を図る。
- ④ 市対策本部は、情報収集にあたっては県警察、消防団との連絡を密にするとともに、情報の共有化を図る。特に、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処  
被災情報の収集・報告及び公表

【火災・災害等即報要領様式】

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 人	負傷者等 重 症 中等症 軽 症	人( 人) 人( 人) 人( 人) 人( 人)
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(2) 被災情報の報告

① 市から県への報告

ア 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。

イ 市は、第一報を報告した後も隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき県及び消防庁に報告する。

**2 被災情報の公表**

市は、市民の安全の確保、不安の軽減、混乱の防止などを図るため、公表・情報提供等にあたっては、様々な手段を活用し、また、広報担当を置くなどにより、被災情報のほか、事態の推移、保護措置の実施状況、留意事項等について、市民に対して適時に、正確かつ積極的な公表・情報提供等に努める。

また、提供する情報の内容について、県に通知し情報交換を行うよう努める。

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

武力攻撃災害が発生した場合における市民の健康や環境を保持するための保健衛生の確保や廃棄物の処理及び重要文化財等を保護するための措置について示す。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状況の把握に努める。

#### (2) 感染症対策

市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

また、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など感染症対策を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い食中毒の未然防止に努める。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について市民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 市は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部署と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談

を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室改定）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等に係る要請を行う。
- ③ 市は、次の点に留意して、がれき処理を実施する。
- ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
  - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
  - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
  - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
  - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

## 3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

## 第11章 市民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、市民生活の安定に関する措置について示す。

### 1 生活関連物資等の価格安定

#### (1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

#### (2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

##### ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

##### ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し以下の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対し、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業者への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法

第30条第1項)

## **2 避難市民等の生活安定等**

### **(1) 被災児童生徒等に対する教育**

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難市民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### **(2) 公的徴収金の減免等**

市は、避難市民等の負担軽減のため、災害の状況に応じて法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を実施する。

## **3 生活基盤等の確保**

### **(1) 水の安定的な供給**

市は、水道用水供給事業者として、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### **(2) 公共的施設の適切な管理**

道路管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び、身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

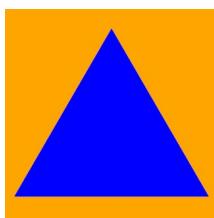
### 2 特殊標章等

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、保護措置に係る職務を行う者等及びそのために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

#### (1) 特殊標章等の様式

##### ① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



##### ② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

表面	裏面
<p>この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	<p>身長/Height _____ 眼の色/Eyes _____ 頭髪の色/Hair _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____</p> <p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p> <p>印章/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____</p>

(2) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 市は、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。
- ア 市長
- ・保護措置に係る職務を行う市職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く）、消防団長及び消防団員
  - ・市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
  - ・市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 消防長
- ・保護措置に係る職務を行う消防長所轄の消防職員
  - ・消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
  - ・消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ウ 水防管理者
- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で保護措置に係る職務を行う者
  - ・水防管理者の委託により保護措置に係る業務を行う者
  - ・水防管理者が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 特殊標章等の交付及び管理は、市においては、市民安全課が所掌する。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じても、なお、障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対しそれぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難市民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けた国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携し、市域の復旧を行う。

### 2 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

### 3 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被災の状況、周辺地域の状況等を勘案して迅速な復旧を行う。

## 第3章 財政上の措置等

市が保護措置の実施に要した費用の支弁及び損失補償等に関する手続、市民の権利利益の救済に係る手続等に関する必要な事項について示す。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### 【国と地方公共団体の費用分担】

##### 1 国が負担する費用

- ① 市民の避難に関する措置に要する費用
- ② 避難市民等の救援に関する措置に要する費用  
(厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用  
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- ⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用

##### 2 地方公共団体が負担する費用

- ① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当  
(住居手当、通勤手当その他の手当)  
※ 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
- ② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で、政令で定めるもの  
(消耗品費、通信費その他の費用)
- ③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で、政令で定めるもの  
(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

#### (2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

## (3) 損害補償

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

**3 総合調整及び指示に係る損失の補てん**

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難市民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときを除き、国民保護法施行令に定める対象及び手続等に従い、県に対して損失の請求を行う。

**4 市民の権利利益の救済に係る手続き等**

## (1) 市民の権利利益の迅速な救済

- ① 市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市対策本部事務局に市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。
- ② 市における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した課室において処理するものとし、市民安全課は、そのとりまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、総務課が補佐する。
- ③ 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

**【市民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】**

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

## (2) 市民の権利利益に関する文書の保存

- ① 市は、市民の権利利益の救済の手続に関する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。
- ② 市は、これらの手続きに関する文書の保存にあたっては、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等について配慮する。
- ③ 市は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関する不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編 第5章2 「緊急対処事態」に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行う。